

## 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱について【補足事項】

令和3年3月26日

### 1 交付の申請について

- (1) 交付要綱第3条(6)の「大臣が別に定める災害」は、次の表の左欄に掲げる災害とし、「指定災害ごとに大臣が別に定める地域」は、同表右欄に掲げる地域とする。

| 災 害           | 地 域         |
|---------------|-------------|
| 令和2年7月豪雨による災害 | 熊本県球磨村及び山江村 |

- (2) 交付要綱第3条(7)②の「大臣が別に定める総務省所管の事業」は、過去に総務省が行った補助事業とする。

### 2 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第18条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

### 3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 交付要綱第3条(2)の「別に定める年数」は、設備の方式に応じて次に定めるとおりとする。

ア F T T H方式 設置後10年

イ H F C又は同軸方式 設置後13年

### 4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第12条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第21条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

ア 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄である場合

イ 間接補助事業者から補助事業者たる一般社団法人等の長への無償の転用である場合

ウ 連携主体に属する地方公共団体から同一の連携主体に属する他の地方公共団体への無償の転用である場合

エ 補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設、（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

オ 現に補助金が交付又は交付決定されている補助事業において、地域における放送ネットワークの整備を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合

カ オ以外の場合であって、目的外利用において、施設を利用しようとする者が補助事業者又は間接補助事業者と異なる場合には、補助事業者又は間接補助事業者から貸与を受けて利用することとする。この場合において、補助事業者又は間接補助事業者が利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとすること。

キ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金のうちケーブルテレビ施設災害復旧事業又はケーブルテレビ関連設備災害復旧事業により補助事業者（市町村、市町村の連携主体が復旧したものに限る。）が復旧した施設又は設備の一部又は全部を、当該補助事業者たる市町村、市町村の連携主体の維持管理等に係る人的及び財政的負担が軽減を図ることを目的として、民間の有線テレビジョン放送事業者に無償で譲渡する場合（当初の整備事業からの経過年数が10年以上であって、当該復旧事業から10年以上の維持管理が見込まれるものに限る。）

(3) 交付要綱第20条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

## 5 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第13号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類を除く。）。

## 別紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設備
- 20 構内柱
- 21 予備送受信機
- 22 1 から 2 1 までに掲げるものに類する施設・設備